

環 管 ー 5 1 8

平成 25 年 8 月 12 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

若美風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について

電気事業法第 46 条の 7 第 1 項に規定する環境影響評価法第 10 条第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所及び建設中の風力発電所が存在することから、それらの風力発電所との複合的な環境影響を考慮し、調査、予測及び評価すること。

2 個別的事項

(1) 大気環境

- ① 対象事業実施区域周辺の農地における農作業者に対する騒音及び超低周波音並びに振動の影響について、予測及び評価すること。
- ② 風力発電設備の稼働に伴う騒音及び超低周波音の調査期間について、年間の状況を正確に把握する必要があることから、季節ごとに 1 週間程度の調査期間を設定すること。

(2) 植物、生態系及びその他の環境

海岸林が改変されることにより、風による地形の浸食などの間接的な影響が生じる可能性があることから、工事による一時的な影響にとどまらず、長期にわたる海岸植生や地形等に対する影響について、調査、予測及び評価すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

海岸の砂浜における魚釣り、散策等についても現地での利用状況を調査した上で、必要に応じて人と自然との触れ合いの活動の場として扱い、予測及び評価すること。